

計画作成年度	令和元年度
計画主体	諫早市（代表）・大村市

諫早大村地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	諫早市農林水産部有害鳥獣対策室
所在地	長崎県諫早市東小路町7番1号
電話番号	0957-22-1500
FAX番号	0957-22-2602
メールアドレス	yuugai_choujyu@city.isahaya.nagasaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・アナグマ・タヌキ・カモ・カラス等
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	長崎県諫早市・大村市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	市名	被害の現状		
		品目	被害	数値
イノシシ	諫早市	水稲	9.69ha	862.0万円
		果樹（みかん）	5.84ha	879.0万円
		野菜	0.01ha	1.3万円
		いも類等	0.03ha	4.1万円
	大村市	水稲	3.79ha	397.4万円
		果樹	3.21ha	127.1万円
野菜		1.36ha	21.4万円	
イノシシ計		25.29ha	2,362.5万円	
アナグマ	諫早市	果樹等	1.16ha	337.9万円
	大村市	野菜・いも・豆等	1.02ha	59.1万円
	アナグマ計		2.18ha	397.0万円
アライグマ	諫早市	果樹等	0.10ha	30.9万円
	大村市	野菜等	0.03ha	4.1万円
	アライグマ計		0.13ha	35.0万円
タヌキ	諫早市	—	0.00ha	0.0万円
	大村市	—	0.00ha	0.0万円
	タヌキ計		0.00ha	0.0万円
カモ	諫早市	麦 野菜 等	44.5ha	3,421.6万円
	大村市	野菜 等	0.00ha	0.0万円
	カモ計		44.5ha	3,421.6万円
カラス等	諫早市	果樹 等	1.16ha	297.7万円
	大村市	野菜・果樹（みかん）等	0.82ha	16.1万円
	カラス計		1.98ha	313.8万円
合計			74.08a	6,529.9円

(2) 被害の傾向

1	イノシシ	平成6年頃から諫早市・大村市の中山間部でイノシシによる農作物被害が目立ち始め、現在では諫早市、大村市全域で被害が発生している。 耕作放棄地の増加に伴い、生息地が広域化し、移動範囲も山奥から集落周辺へと拡大しており、春先のタケノコ、水稻・果樹及びいも類（さといも・馬鈴薯・甘藷）などの食害が発生している。
2	アナグマ	果樹などを中心に被害が発生している。
3	アライグマ	諫早市においては高来・小長井地域、長田地区、本野地区に加え新たに小野地区、小栗地区においても捕獲されており、生息域が拡大している。 大村市の北部で捕獲頭数が増加している。
4	タヌキ	現在は、農作物被害の発生は少ではあるが、野菜などを中心に被害が発生している。
5	カモ	麦類、野菜（ブロッコリー・レタス・白菜等）の被害が発生している。
6	カラス等	果樹などを中心に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

【全体】

指標 (対象鳥獣)	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
	被害面積（ha）	被害金額（万円）	被害面積（ha）	被害金額（万円）
イノシシ	25.29	2,362.5	17.69	1,653.7
アナグマ	2.18	397.0	1.52	277.8
アライグマ	0.13	35.0	0.09	24.4
タヌキ	0.0	0.0	0.0	0.0
カモ	44.50	3,421.6	31.15	2,395.1
カラス等	1.98	313.8	1.38	219.5
計	74.08	6,529.9	51.83	4,570.5

【諫早市】

指標 (対象鳥獣)	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
	被害面積（ha）	被害金額（万円）	被害面積（ha）	被害金額（万円）
イノシシ	15.57	1,746.4	10.89	1,222.4
アナグマ	1.16	337.9	0.81	236.5
アライグマ	0.10	30.9	0.07	21.6

タヌキ	0.00	0.0	0.00	0.0
カモ	44.50	3,421.6	31.15	2,395.1
カラス等	1.16	297.7	0.81	208.3
計	62.49	5,834.5	43.73	4,083.9

【大村市】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (平成30年度)		目標値 (令和4年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	9.72	616.1	6.80	431.3
アナグマ	1.02	59.1	0.71	41.3
アライグマ	0.03	4.1	0.02	2.8
タヌキ	0.00	0.0	0.00	0.0
カモ	0.00	0.0	0.00	0.0
カラス等	0.82	16.1	0.57	11.2
計	11.59	695.4	8.10	486.6

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲従事者（猟友会員）による年間を通じての有害鳥獣捕獲。 ・捕獲隊によるイノシシ・アナグマの捕獲。 ・狩猟免許取得者への助成。 ・イノシシ用箱わなの猟友会・捕獲隊への貸与。 ・被害防止対策資機材の貸与 ・有害鳥獣捕獲で捕獲した個体は焼却処分（減免）、埋設及び処理施設への持込みによる処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者（捕獲従事者）の高齢化。 ・第1種銃猟免許所持者の減少。 ・捕獲したイノシシの処分の負担。（埋設） ・地域ぐるみによる捕獲隊の強化・推進。 ・捕獲したイノシシの利活用。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県事業を活用したワイヤーメッシュ柵及び電気柵の設置。 ・侵入防護柵設置後の被害相談に対し、実施隊による現地調査及び適正管理指導。 ・耕作放棄地の解消事業については、国・県の補助事業を活用して耕作放棄地の解消が図られ、イノシシの被害対策にも貢献している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの被害防止対策の推進。 ・効果的な設置についての地元への周知。 ・設置後における管理の徹底。 ・緩衝地帯（耕作放棄地の草刈）の設置と農作物残渣の適正な処理についての農家、地域住民への啓発活動。

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵設置を柱とした防護対策、藪の刈払いによる棲み分け対策及び捕獲奨励金助成等による捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。捕獲については、ICTを活用した効果的な捕獲を推進する。

今後は、各市で設置した鳥獣被害対策実施隊等と連携した各市地域協議会等による各市の取組に加え、より効果的な対策を図るため、市域を越えた地域の連携（広域的な取組）が必要であることから、諫早市、大村市で構成する協議会において情報の共有化などを行い実効性の高い被害防止対策を進める。

また、効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であることから、集落座談会や現地研修会を開催して効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進すると共に、狩猟免許を有しない従事者容認事業を活用した、地域の「捕獲隊」設置推進を支援する。

アライグマに関しては、「防除実施計画」により、早期発見、早期対応できる体制を整備することで、地域への侵入拡大を防ぐことを目指す。(R3.3.31 更新予定)
(今後の計画)

①防護対策

侵入防護柵の設置希望調査、未整備地域の被害状況聞き取りや現地調査を行いながら、国庫事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵、電気柵設置に対する助成を行なう。また、防護柵設置後における適正な管理方法についての普及に努める。

②捕獲対策

捕獲従事者の経費負担の軽減と捕獲意欲向上のため、国、県事業を活用し、捕獲機材の購入助成を行う。また、狩猟免許取得に対する助成を行い、新規捕獲従事者の確保に努める。

③すみ分け対策 関係機関と連携を図り推進する。

④イノシシ肉の有効活用

有害鳥獣のジビエによる有効利活用の推進を図るため、ICT機材等の導入をすすめる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

本協議会の構成員でもある猟友会会員が有害鳥獣捕獲従事者として、箱わな、くくりわな、銃器により捕獲を実施する。また、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）で箱わなによる捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2年度	イノシシ アライグマ アナグマ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材（箱わな、くくりわな）の導入を進める。 ・ わな猟免許の取得を促進し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・ 狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）の推進。 ・ 特定外来生物の防除実施計画に基づきアライグマの捕獲を行う。 ・ 電気止め刺し器を導入し、止め刺しを行う時の精神的軽減を行う。 ・ センサーカメラを導入し、生息状況と生態調査を行う。 ・ カラス用捕獲檻を整備し、捕獲を行う。
3年度	イノシシ アライグマ アナグマ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材（箱わな、くくりわな）の導入を進める。 ・ わな猟免許の取得を促進し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・ 狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）の推進。 ・ 特定外来生物の防除実施計画に基づきアライグマの捕獲を行う。 ・ 電気止め刺し器を導入し、止め刺しを行う時の精神的軽減を行う。 ・ センサーカメラを導入し、生息状況と生態調査を行う。 ・ カラス用捕獲檻を整備し、捕獲を行う。
4年度	イノシシ アライグマ アナグマ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材（箱わな、くくりわな）の導入を進める。 ・ わな猟免許の取得を促進し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・ 狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）の推進。 ・ 特定外来生物の防除実施計画に基づきアライグマの捕獲を行う。 ・ 電気止め刺し器を導入し、止め刺しを行う時の精神的軽減を図る。 ・ センサーカメラを導入し、生息状況と生態調査を行う。 ・ カラス用捕獲檻を整備し、捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ	これまでの捕獲実績を基に、住宅街にも出没している状況等もふまえ捕獲計画を策定し、年間を通じて捕獲を行う。
アライグマ	「特定外来生物法」に基づくアライグマ防除実施計画に基づき、捕獲従事者を確保し、根絶を目的とした捕獲を行う。（R3.3.31更新）
アナグマ	果樹等の農作物被害が増加しており、年間を通じて必要頭数の捕獲を行う。

タヌキ	被害状況を見ながら、年間を通じて必要頭数の捕獲を行う。
カモ	近年被害額が増加しており、年間を通じて必要羽数の捕獲を行う。
カラス等	被害状況を見ながら、年間を通じて必要頭数の捕獲を行う。

【全 体】

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	3,800	3,800	3,800
アライグマ	400	400	400
アナグマ	300	300	300
タヌキ	110	110	110
カモ	600	600	600
カラス等	2,170	2,170	2,170

【諫早市】

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	3,000	3,000	3,000
アライグマ	200	200	200
アナグマ	200	200	200
タヌキ	80	80	80
カモ	600	600	600
カラス等	1,200	1,200	1,200

【大村市】

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	800	800	800
アライグマ	200	200	200
アナグマ	100	100	100
タヌキ	30	30	30
カモ	0	0	0
カラス等	970	970	970

捕獲等の取組内容
<p>捕獲実施場所は諫早市、大村市全域とする。 捕獲期間は通年とし、銃器・くくりわな・箱わな等で捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
諫早市 大村市	委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

【全体】

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	電気柵 17,000m	電気柵 14,000m	電気柵 14,000m
アライグマ	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵
アナグマ			
タヌキ等	53,000m	63,000m	63,000m
	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m

【諫早市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ等	電気柵 13,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵
	30,000m	40,000m	40,000m
	複合柵 0m	複合柵 0m	複合柵 0m

【大村市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ等	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m
	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵	忍び返し付ワイヤーメッシュ柵
	23,000m	23,000m	23,000m
	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ アライグマ アナグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で集落説明会や現地研修会を開催し普及啓発を行うとともに、地域が一体となった環境整備、侵入防止柵の設置、捕獲対策に取り組む。 ・耕作放棄地の解消対策の推進 ・鳥類による被害防止のための資機材等の購入。
3年度	イノシシ アライグマ アナグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で集落説明会や現地研修会を開催し普及啓発を行うとともに、地域が一体となった環境整備、侵入防止柵の設置、捕獲対策に取り組む。 ・耕作放棄地の解消対策の推進 ・鳥類による被害防止のための資機材等の購入。
4年度	イノシシ アライグマ アナグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で集落説明会や現地研修会を開催し普及啓発を行うとともに、地域が一体となった環境整備、侵入防止柵の設置、捕獲対策に取り組む。 ・耕作放棄地の解消対策の推進 ・鳥類による被害防止のための資機材等の購入。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

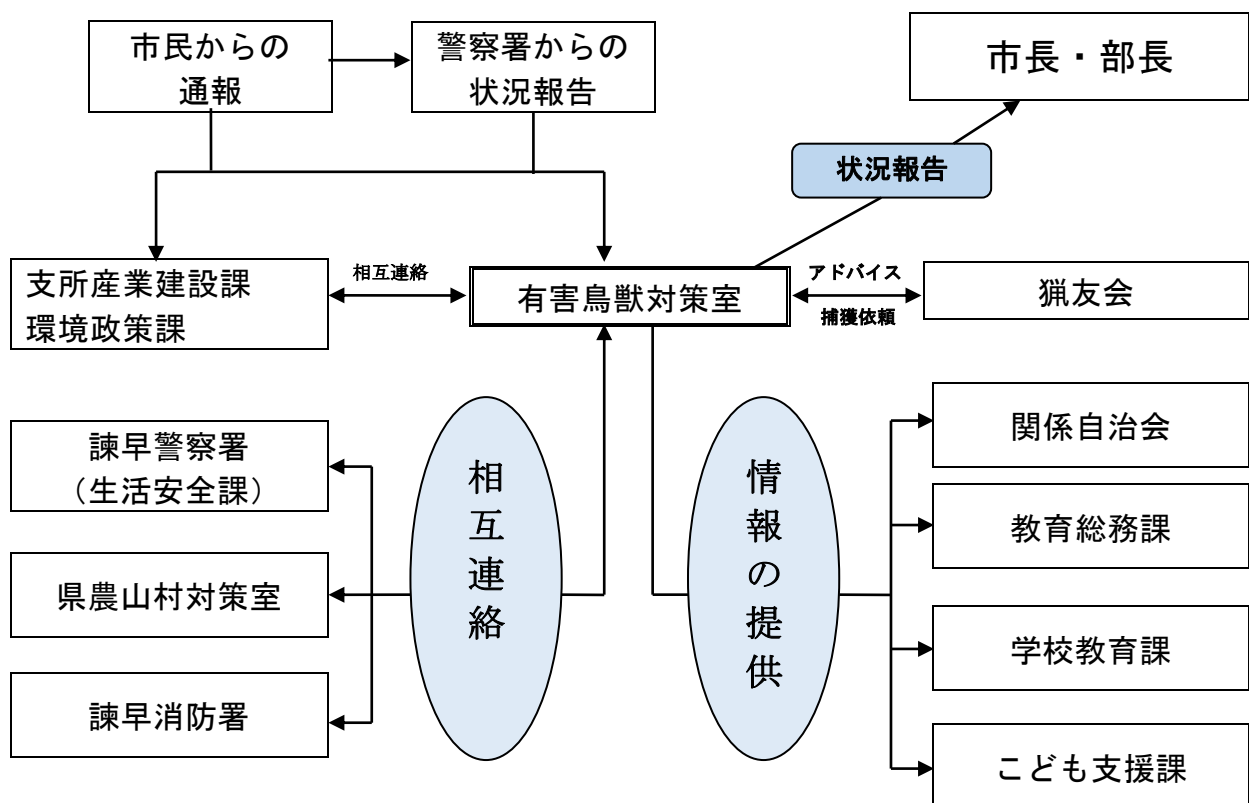
【諫早市】

関係機関等の名称	役割
諫早市実施隊	情報把握、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県農山村対策室	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県 県央振興局	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
諫早警察署	地域住民の安全確保
諫早消防署	地域住民の安全確保
諫早市教育総務課	児童・生徒等に対する注意喚起
諫早市学校教育課	児童・生徒等に対する注意喚起
諫早市こども支援課	児童・生徒等に対する注意喚起
諫早猟友会	有害鳥獣追払い・捕獲協力
多良見猟友会	有害鳥獣追払い・捕獲協力
橘猟友会	有害鳥獣追払い・捕獲協力
有明猟友会	有害鳥獣追払い・捕獲協力
北高東部猟友会	有害鳥獣追払い・捕獲協力

【大村市】

関係機関等の名称	役割
大村市実施隊	情報把握、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県農山村対策室	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県 県央振興局	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
大村警察署	地域住民の安全確保
大村市安全対策課	地域住民に対する注意喚起・広報
大村市教育総務課	児童・生徒等に対する注意喚起
大村市学校教育課	児童・生徒等に対する注意喚起
大村市こども政策課	児童・生徒等に対する注意喚起
大村猟友会	有害鳥獣追払い・捕獲協力

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ①焼却施設（県央県南クリーンセンター）への搬入による焼却処分（処理費用については、減免を受けている）
- ②諫早猪処理販売センターへの無償持込
- ③自己消費
- ④埋設処理 捕獲場所からの持ち出しが困難な場合においては、やむを得ず埋設処理としている。埋設処理については、捕獲隊への安全講習会や猟友会長会議において適正な埋設を行うことを指導している。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効利用に関する事項

諫早猪処理販売センターへ持ち込まれたイノシシについては、食肉用として処理を行い、直売所等において販売をおこなっている。今後も引き続き販路拡大のためICT機材の導入等について支援を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	諫早大村地域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
長崎県 県央振興局	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止技術の情報提供を行う。
諫 早 市	事務局として協議会に関する連絡、調整を行う。
大 村 市	事務局として協議会に関する連絡、調整を行う。
長崎県央農業協同組合	営農（技術）指導・情報提供を行う。
長崎西彼農業協同組合	営農（技術）指導・情報提供を行う。
長崎県南農業共済組合	農作物の被害に関する調査
長崎県北部農業共済組合	農作物の被害に関する調査
諫早猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
大村猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
諫早市有害鳥獣防除対策協議会	有害鳥獣の防除
大村市鳥獣被害対策連絡協議会	有害鳥獣の防除

被害防止対策協議会の名称	諫早市有害鳥獣防除対策協議会
構成機関の名称	役割
諫早市	事務局として協議会に関する連絡、調整を行う
諫早市農業委員会	情報提供と遊休地対策事業等の啓発活動を行う
長崎県 県央振興局	情報提供と被害防止技術の指導
長崎県央農業協同組合	営農（技術）指導・情報提供を行う
長崎西彼農業協同組合	営農（技術）指導・情報提供を行う
長崎県南農業共済組合	農作物の被害に関する調査
長崎南部森林組合	林産物の被害に関する調査
諫早猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う
多良見猟友会	
橘猟友会	
有明猟友会	
北高東部猟友会	

地区鳥獣被害防止対策協議会	防護柵の設置及び管理
地区部会等	情報提供、啓発活動

被害防止対策協議会の名称	大村市鳥獣被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役 割
大村市	事務局として協議会に関する連絡、調整を行う
長崎県県央振興局	情報提供と被害防止技術の指導
長崎県央農業協同組合	営農（技術）指導・情報提供を行う
大村猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う
長崎県北部農業共済組合	農作物の被害に関する調査

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
長崎県農山村対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理計画の事業計画の作成 ・ 被害防止技術開発、実証および普及 ・ 市への助言及び指導 ・ 当該計画の目標達成のための支援、助言
長崎・県央地域有害鳥獣対策連絡会議	県央振興局管内における野生鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

諫早市は、平成２３年４月１日に「有害鳥獣対策室」を設置し、職員による被害地調査や被害対策の指導を強化してきた。また、平成２４年１月に「諫早市鳥獣被害対策実施隊設置規程」を制定し、有害鳥獣対策室職員６名で実施隊を構成して指導体制を整備した。

大村市は、平成２２年度において、平成２３年４月１日施行の「大村市鳥獣被害対策実施隊設置要綱」を制定した。実施隊は農林水産振興課職員による隊員で構成され、被害防止施策の計画立案、被害防止対策の実施・指導及び被害実態調査などを行う。将来的には、対象鳥獣捕獲員を配置することにより、専門的な技術をもとに積極的な捕獲と地元への指導体制を整える。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

補助事業等を活用した防護柵の設置を行っているが、設置した圃場では被害が軽減しているものの、適切な維持管理がなされてなく被害が発生しているケースもある。

今後は、拡大しつつある被害を最小限に食い止めるため、集落座談会などを開催して集落主体の被害防止対策に関係機関と連携して支援する。

また、アライグマの対策についても、「アライグマ防除実施計画」に基づく被害防止対策を猟友会等と協力して実施する。

さらに、広域的な取組を行うため、長崎県央地域有害鳥獣対策連絡会議との連携を密にする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域協議会と連携して講習会、現地研修会などを開催する。